

広島県選挙管理委員会告示第七十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の広島県第二区において候補者
福田玄に令和六年十月十五日に交付した選挙運動従事者用腕章第十四号の九は、令和六年十
月二十三日から、これを無効とする。

令和六年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明